

平成23年7月12日

高速道路料金制度の改善について（要望）

社団法人日本観光旅館連盟

会長 近 兼 孝 休

社団法人国際観光旅館連盟

会長 佐 藤 義 正

高速道路料金の割引制度（地方部上限1000円の休日特別割引や、各地の有料道路を無料化する「無料化社会実験」）が去る6月20日の午前0時を以て終了したところ、正確な統計データはないが無料化社会実験が終了してから全国各地での集客が減少しており、震災後の国内経済の回復を妨げるとの不安が広がっているため、東日本大震災・福島原発事故後の高速道路社会実験終了により更に冷え切っている国内旅行需要を喚起するためにも、以下の点について制度改善をお願いしたい。

- 1 「普通車の平日上限2,000円」の割引制度を導入すること。
（高速道路の新規需要拡大に繋がるばかりでなく、休暇分散化、旅行平準化の効果も有り。）
- 2 貸し切り観光バスについて割引制度を導入すること。
（国内旅行促進するためには団体旅行の活性化が必要である。）
- 3 本州四国連絡高速道路は「普通車の平日上限1,000円」の割引制度を導入すること。
（新幹線のない四国においては、社会実験とはいえ一旦2,000円で四国往復ができたものが5,000円に跳ね上がることに対する消費者の負担感は強く、観光客が激減している。）